



＼農家への第一歩！／

# 1アールから始める 農業応援制度

「農業を始めたい」「自分で育てた野菜を売ってみたい」  
生産した農作物の販売を目指す方が農地を借りて耕作ができます

- ▶対象農地 1アール以上10アール未満（100㎡以上1,000㎡未満）  
市内の既存の農家が耕作する農地や営農の妨げにならない農地
- ▶対象者 次のいずれかに該当する方  
ア 市民農園、家庭菜園等により農作業の経験がある方  
イ 栽培に関する実地研修を受けたことがある方  
ウ 農業に関する各種学校等の在籍実績がある方
- ▶期間 3年間  
※貸借期間中はすべての農地を耕作管理する必要があります
- ▶契約方法 農業経営基盤強化促進法による利用権設定  
※年4回の締め切りに合わせて提出してください
- ▶その他 年に一度利用状況の報告をしていただきます

農地を借りるまでのステップ

- ①所有者と相談の上、耕作希望農地を農林水産課へ確認
- ②耕作地決定後、契約書と耕作計画書の作成・提出
- ③権利設定開始前に地区の審査会で顔合わせ

まずはお気軽にご相談ください！

〈お問合せ〉

磐田市農林水産課農地管理グループ  
磐田市国府台3-1（西庁舎1階）  
TEL0538-37-4813

